

# 第 13 回加賀市都市計画審議会

## 議 案 書

平成 25 年 3 月 14 日 (木) 午後 2 時から

加賀市役所本庁舎 2 階 会議室 201

加賀市都市計画審議会

# 目 次

1 . 委員名簿 -----	2
2 . 審議会議案 -----	3
議案第 1 号 加賀都市計画道路の変更について -----	4
3・4・22 号山代駅山中線（石川県決定）	
議案第 2 号 加賀都市計画道路の変更について -----	6
3・5・12 号加賀温泉駅前 2 号線（加賀市決定）	
議案第 3 号 加賀都市計画地区計画の変更について -----	8
加賀温泉駅前作見地区地区計画（加賀市決定）	
議案第 4 号 特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について -----	11
3 . 審議事項履歴 -----	13

## 1. 委員名簿

資格	氏名	現職
条例第2条第2項 第1号委員 (学識経験者)	高山 純一	金沢大学 教授
	馬場 先恵子	金沢学院大学 教授
	下口 進	加賀市観光交流機構 専務理事
	宮崎 力	加賀農業協同組合 組合長
	坂井 弘信	加賀青年会議所 監事
条例第2条第2項 第2号委員 (市議会議員)	上出 栄雄	加賀市議会 議員
	高辻 伸行	加賀市議会 議員
条例第2条第2項 第3号委員 (関係機関)	竹村 裕樹	石川県南加賀土木総合事務所 所長
	朝田 泰司	石川県南加賀農林総合事務所 所長
	三田 保	大聖寺警察署 署長
条例第2条第2項 第4号委員 (市民)	辻 等	山中温泉地域協議会 会長
	日下 典子	山中温泉財産区管理会 委員

## 2. 審議会議案

発加都第50号

平成25年2月22日

加賀市都市計画審議会  
会長 高山純一様

加賀市長 寺前秀一

### 第13回加賀市都市計画審議会付議案件について

都市計画法第19条1項及び第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記の案件を第13回加賀市都市計画審議会に付議します。

#### 記

議案番号	議案
議案第1号	加賀都市計画道路の変更について 3.4.22号山代駅山中線 (石川県決定)
議案第2号	加賀都市計画道路の変更について 3.5.12号加賀温泉駅前2号線 (加賀市決定)
議案第3号	加賀都市計画地区計画の変更について 加賀温泉駅前作見地区地区計画 (加賀市決定)
議案第4号	特殊建築物(一般廃棄物中間処理施設)の敷地の位置について

# 議案第 1 号

## 加賀都市計画道路の変更について

### 3・4・22 号山代駅山中線（石川県決定）

#### 1. 変更の内容

- ・終 点 位 置：山代温泉南町から山代温泉桔梗丘四丁目に変更
- ・延 長：990mから790mに変更
- ・車線数の決定：2車線

#### 2. 変更の必要性

3・4・22号山代駅山中線は、昭和32年に、新たな温泉採掘を機会に健全なる温泉郷の建設を目的として道路網を決定して将来の発展に備えるため決定された都市計画道路のひとつである。

現在、片山津インターと山代、山中温泉間の交通機能は、(都)片山津インター山代線から(主)小松山中線にて機能しており、加賀インターと山中温泉間の交通機能は、南加賀道路から国道364号にて機能している。また、加賀インターと山代温泉間の交通機能は、南加賀道路から国道364号、そして(都)山代駅山中線にて機能しているが、南加賀道路の延伸整備により(都)山代駅山中線区間は南加賀道路が代替機能を果たす。

また、現道は、南加賀道路のアンダーパス路線として残され、生活道路として機能するため、当該路線の都市計画を廃止しても支障はないと判断する。

また、あわせて車線数を2車線に決定する。

#### 3. 廃止区間の位置及び規模

- ・廃止区間は山代温泉桔梗丘四丁目地内から山代温泉南町地内  
(3・4・22号山代駅山中線は山代温泉ヨを起点とし、山代温泉桔梗丘四丁目を終点とする。)
- ・延長：200m(山代温泉南町地内～山代温泉桔梗丘四丁目地内)
- ・幅員：12m

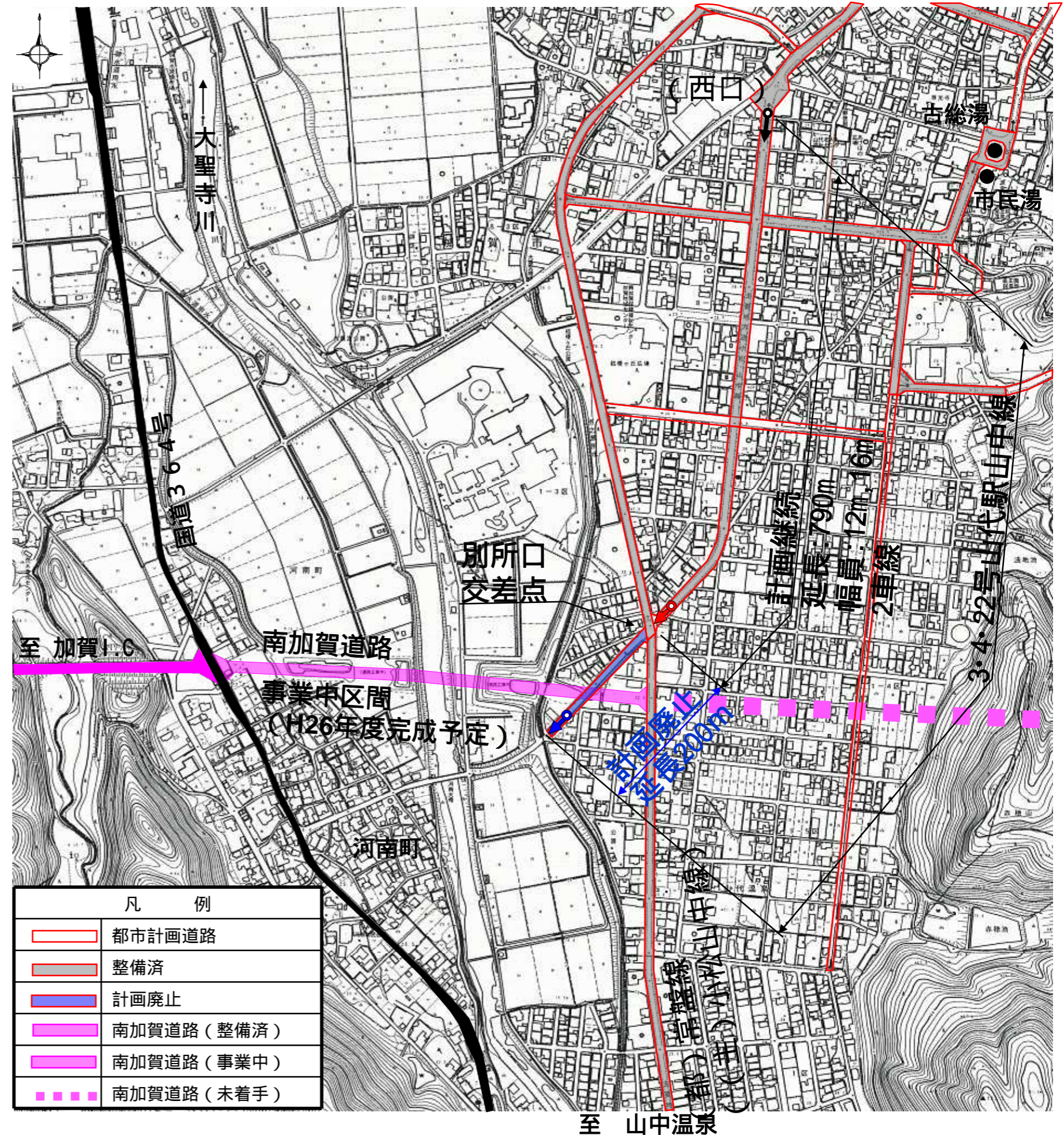
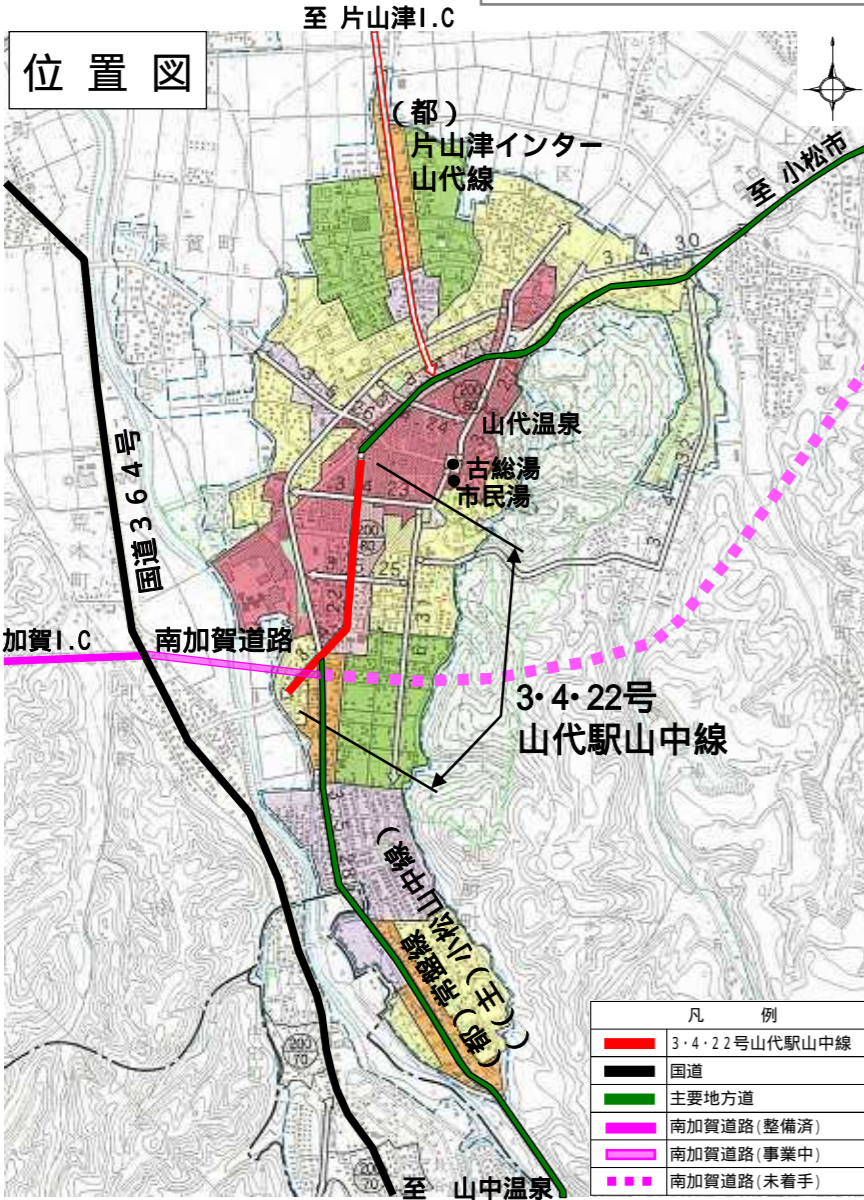
#### 4. 変更前後表

上段：変更前

下段：変更後

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線道路	〃	〃	〃	加賀市 山代温泉 南町	〃	約990m	〃	-	〃	〃	
	3・4・22	山代駅 山中線	加賀市 山代温泉 ヨ	加賀市 山代温泉 桔梗丘 四丁目	加賀市 山代温泉 桔梗丘 三丁目	約790m	地表式	2車線	16m	幹線街路との 平面交差4箇所	

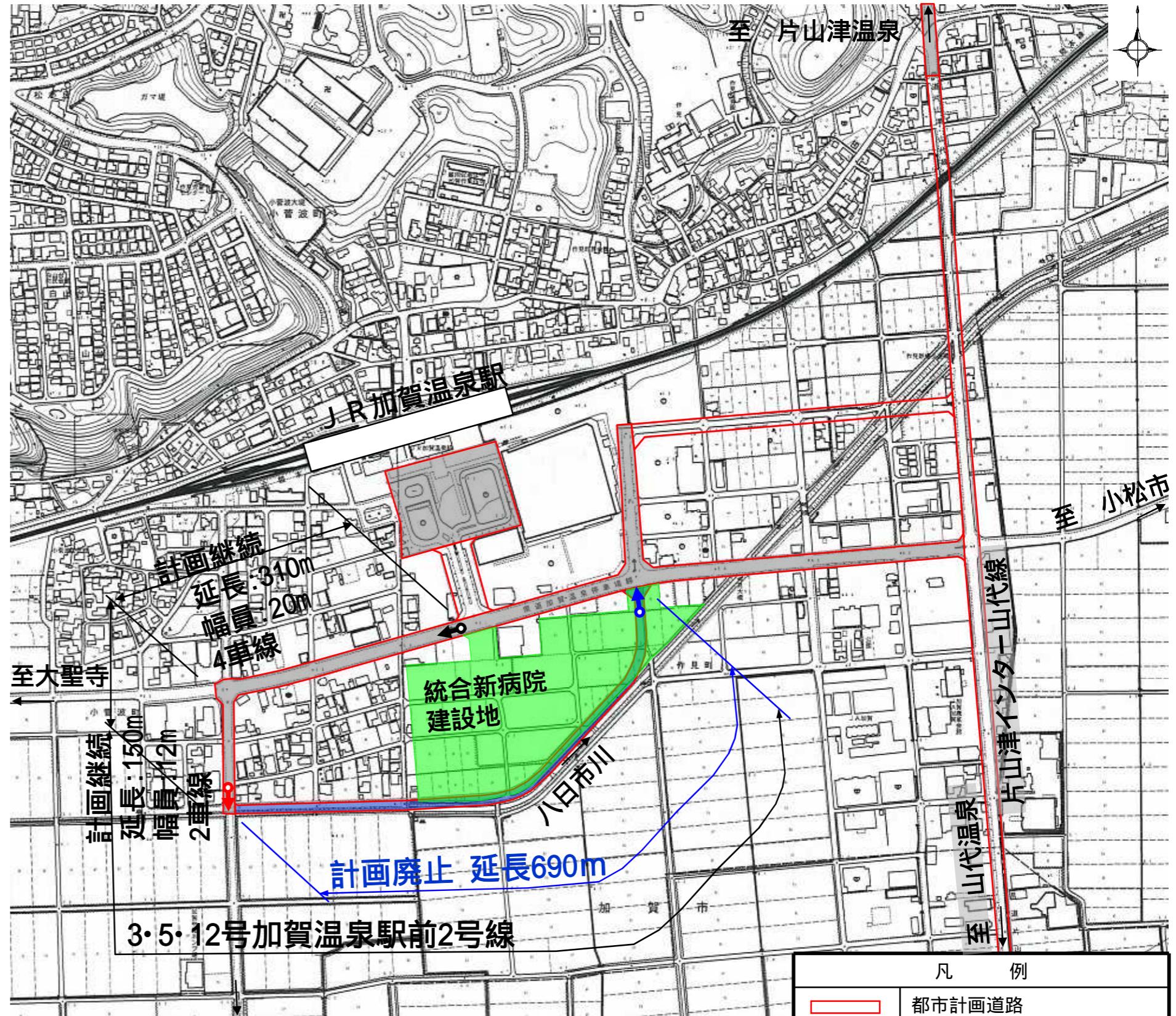
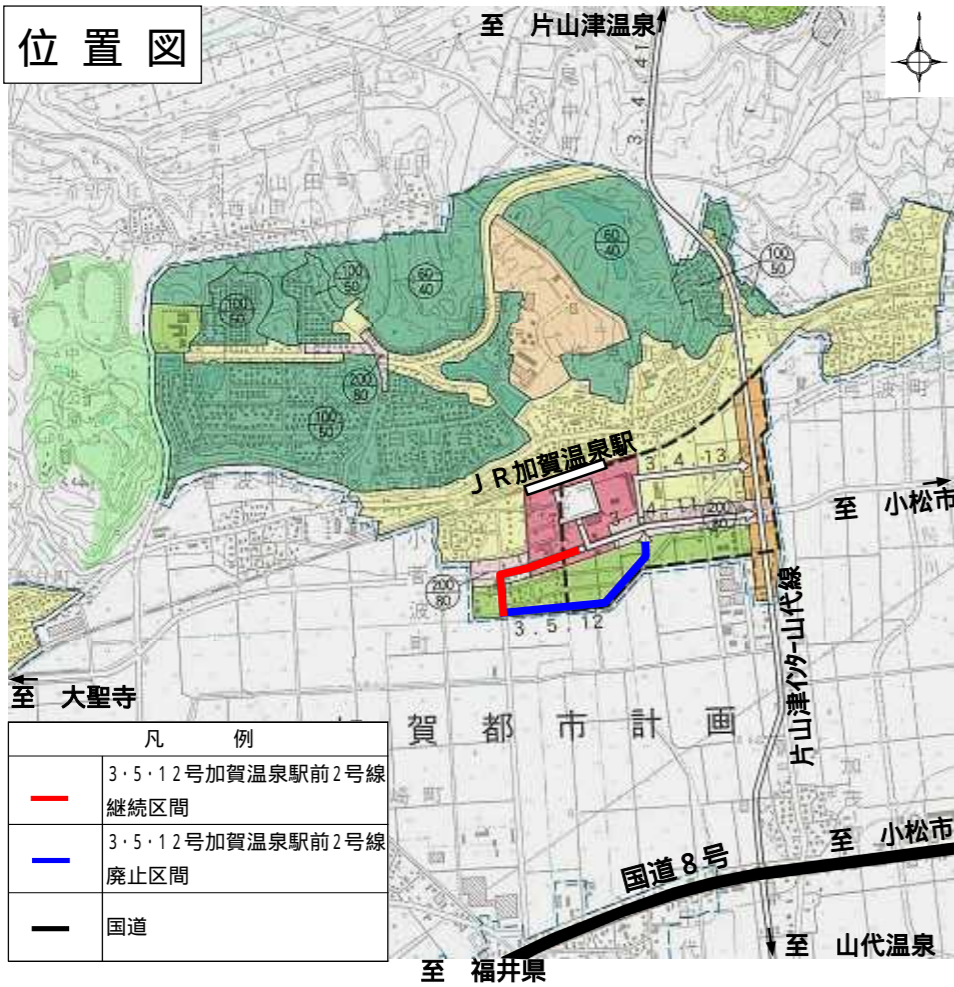
# 議案第1号 加賀都市計画道路の変更について 3・4・22号山代駅山中線(石川県決定)





# 議案第2号 加賀都市計画道路の変更について 3・5・12号加賀温泉駅前2号線(加賀市決定)

位置図





## 議案第3号

### 加賀都市計画地区計画の変更について

#### 加賀温泉駅前作見地区地区計画（加賀市決定）

##### 1. 変更の内容

区画道路の一部廃止と、幅員の変更（8mから6m）

各区画道路の延長は、次のとおり

- ・幅員12mの区画道路：約210mから0mに変更
- ・幅員8mの区画道路：約2,360mから1,550mに変更
- ・幅員6mの区画道路：約810mから1,040mに変更

##### 2. 変更の必要性

加賀市では、充実した医療提供体制を構築するため、地理的に市の中心部に位置し、交通の利便性に優れ、災害発生時の危険度も他地域に比べて低いなどの立地条件の優位性の判断の基に、加賀温泉駅前である当地区計画区域内に統合新病院を建設することを決定した。

したがって、当地区計画区域内で、統合新病院の建設のための街区を形成するため、現計画の区画道路の一部廃止と、関連する区画道路の幅員の変更を行うものである。

関連する区画道路の幅員の変更（8mから6m）に関しては、当該路線の沿道南側が農業振興地域であり、宅地化の可能性がないことから、現計画の幅員8mを、市道認定が出来る最小の道路用地幅として、既設の農業用水路と反対側の道路端から6mの範囲として幅員の計画変更を行う。

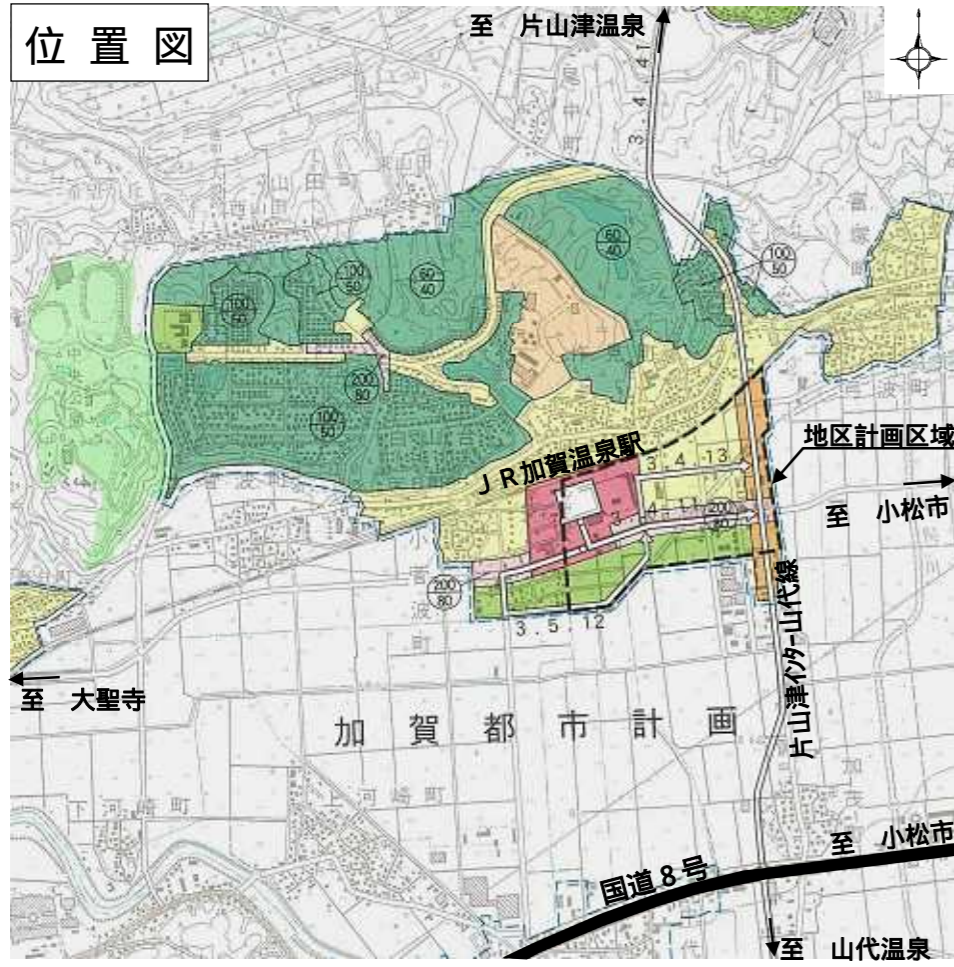
##### 3. 廃止及び変更区間の規模

- ・幅員12m区間：延長約210m
- ・幅員8m区間：延長約810m
- ・幅員8mから6mへの変更区間：延長約230m

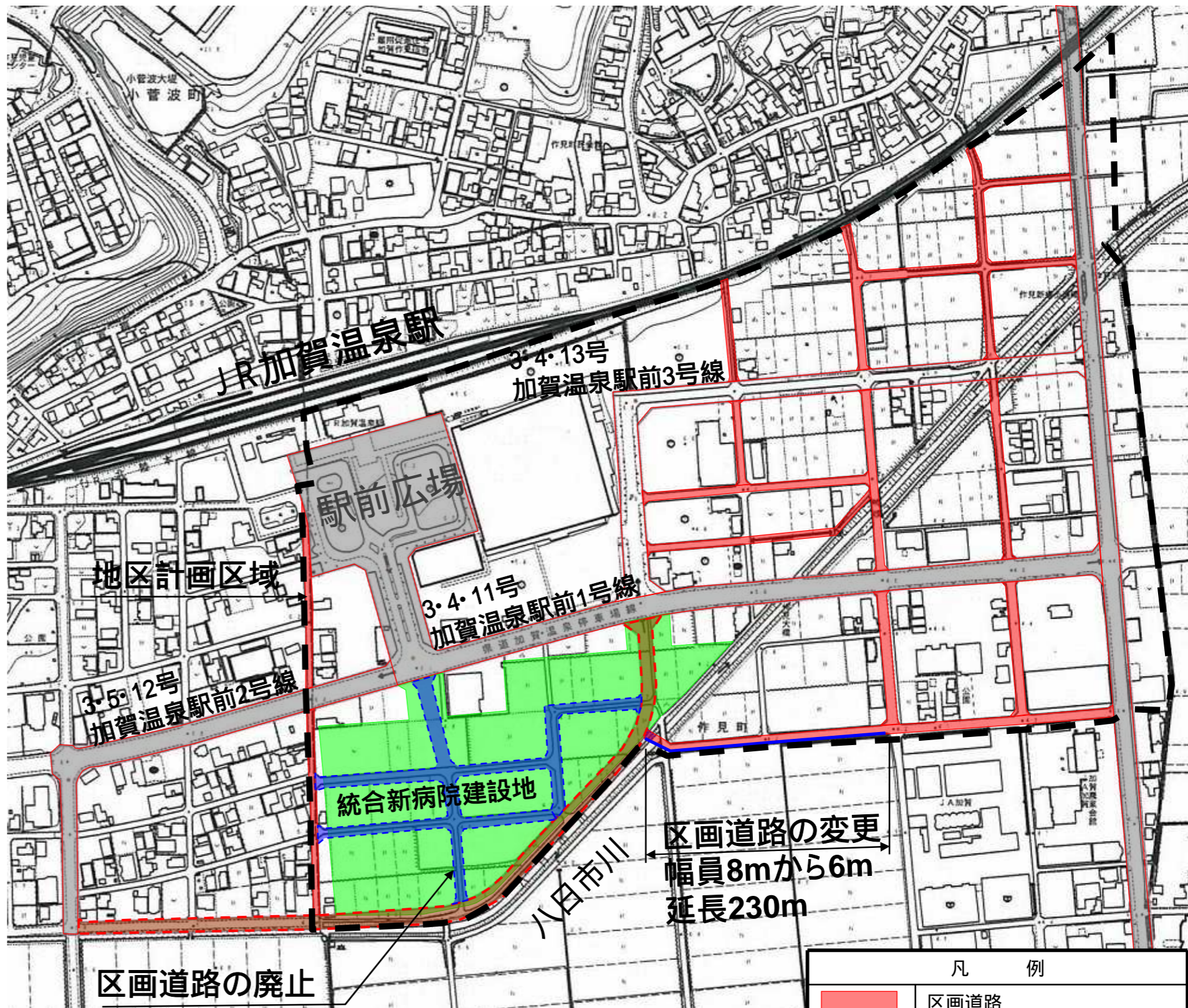
名 称		加賀温泉駅前作見地区地区計画																			
位 置		加賀市作見町の一部																			
面 積		約 37.5ha																			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>加賀温泉駅前作見地区は、加賀市における唯一の特急停車駅であるＪＲ北陸本線加賀温泉駅前に位置し、近年の観光客数の増加や交通の利便性から開発動向の著しい地区である。</p> <p>このため地区計画を定めて、無計画な開発による居住環境の悪化を防止し、区画道路の計画的な整備を誘導する。また、建築物等に関する誘導を行い、加賀市の玄関にふさわしい、ゆとりと緑あふれる良好な市街地の形成を図ろうとするものである。</p> <p>加賀温泉駅前作見地区は、加賀温泉郷の玄関口として重要な交通結節点となるＪＲ北陸本線加賀温泉駅前に位置し、北陸新幹線の開業によって、駅周辺の賑わいや活性化が期待されている地区である。</p> <p>このため地区計画を定めて、加賀市の玄関口にふさわしい都市機能の集積を図るほか、無計画な開発による居住環境の悪化を防止し、区画道路の計画的な整備を誘導する。</p> <p>また、建築物等に関する誘導を行い、ゆとりと緑あふれる良好な市街地の形成を図ろうとするものである。</p>																			
	土地利用の方針	<p>都市計画道路 3.4.11 加賀温泉駅前 1 号線の区間、同駅前広場及び 3.5.12 加賀温泉駅前 2 号線の幅員が 20m の区間についての沿線は、店舗や事務所などが立地する商業・業務地区とし、その他の地区は骨格となる区画道路を整備することにより、住宅地としての土地利用を誘導する。</p> <p>地区南側の都市計画道路 3.4.11 号加賀温泉駅前 1 号線の一部区間と八日市川に挟まれた地区南西端の街区を、加賀市の拠点的な医療施設用地とする。また、その用地以外の都市計画道路 3.4.11 号加賀温泉駅前 1 号線の区間、同駅前広場及び 3.5.12 号加賀温泉駅前 2 号線の幅員が 20m の区間についての沿線は、店舗や事務所などが立地する商業・業務地区とし、その他の地区は骨格となる区画道路を整備することにより、住宅地としての土地利用を誘導する。</p>																			
	地区施設の整備方針	<p>土地利用の方針に基づき、既存道路を有効かつ合理的に活用して、区画道路の計画的な配置を誘導する。</p>																			
建築物等の整備の方針	<p>ゆとりある良好な沿道景観の確保と、緑の豊かな市街地形成のため、建築物の壁面の位置及びかき又はさくの構造を定める。</p>																				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>幅 員</th> <th>延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">区 画 道 路</td> <td>12.0m</td> <td>約 210m</td> </tr> <tr> <td>8.0m</td> <td>約 2,360m</td> </tr> <tr> <td>6.0m</td> <td>約 810m</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>幅 員</th> <th>延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">区 画 道 路</td> <td>8.0m</td> <td>約 1,550m</td> </tr> <tr> <td>6.0m</td> <td>約 1,040m</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	幅 員	延 長	区 画 道 路	12.0m	約 210m	8.0m	約 2,360m	6.0m	約 810m	名 称	幅 員	延 長	区 画 道 路	8.0m	約 1,550m	6.0m	約 1,040m
	名 称	幅 員	延 長																		
区 画 道 路	12.0m	約 210m																			
	8.0m	約 2,360m																			
	6.0m	約 810m																			
名 称	幅 員	延 長																			
区 画 道 路	8.0m	約 1,550m																			
	6.0m	約 1,040m																			
建築物等に関する事項	建築物等の壁面の位置の制限	<p>都市計画道路 3.4.11 号加賀温泉駅前 1 号線の区間、同駅前広場及び 3.5.12 号加賀温泉駅前 2 号線の幅員が 20m の区間の道路境界線から、建築物の壁面又はこれに代わる柱などの面までの距離の最低限度は 1.5m とする。</p>																			
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面する部分のかき又はさくは、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 生垣  (2) 透視可能なフェンス  (3) 高さ 0.6m 以下のコンクリートブロック、れんが、石積等  (2)、(3) の場合は、植栽を組み合わせる緑化に努めるものとする。</p>																			

議案第3号 加賀都市計画地区計画の変更について 加賀温泉駅前作見地区地区計画(加賀市決定)

位置図



加賀温泉駅前作見地区地区計画 区画道路廃止区間状況写真 (八日市川から加賀温泉駅前を望む)



区画道路の廃止  
幅員12m、延長 210m  
幅員 8m、延長 580m

凡 例	
	区画道路
	区画道路廃止路線
	都市計画道路
	都市計画道路の廃止路線
	統合新病院建設地

## 議案第 4 号

### 特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく、特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	位置		地目		地積 (m <sup>2</sup> )	摘要
			登記簿	現況		主要用途（処理能力）
(株)中部資源再開発	加賀市 黒瀬町	ネ 1 番 1 外 39 筆	雑種地 原野	雑種地 宅地 原野	10,709.61	ごみ処理施設（圧縮施設） ・紙くず 33.0t/日（11 時間稼働） ・金属くず 66.0t/日（11 時間稼働）

#### 【理由】

(株)中部資源再開発は、これまでに金沢市にある湊工場を拠点に、石川県内の能登工場、七尾工場、羽咋工場、津幡工場、才田工場、鶴来工場、小松工場の各施設で主に建設廃材のリサイクルを行っている。

今回の申請は、既にコンクリートプラントや建設資材置場としての用途をもつ敷地の一部に、新たにごみ処理施設を設置するものである。

この施設においては、市内の一般家庭及び事業所から排出される紙くず・金属くずをリサイクル作業の一環として圧縮を行うものである。これにより、市内の一般廃棄物の資源化を促進し、環境負荷の低減に寄与するものである。

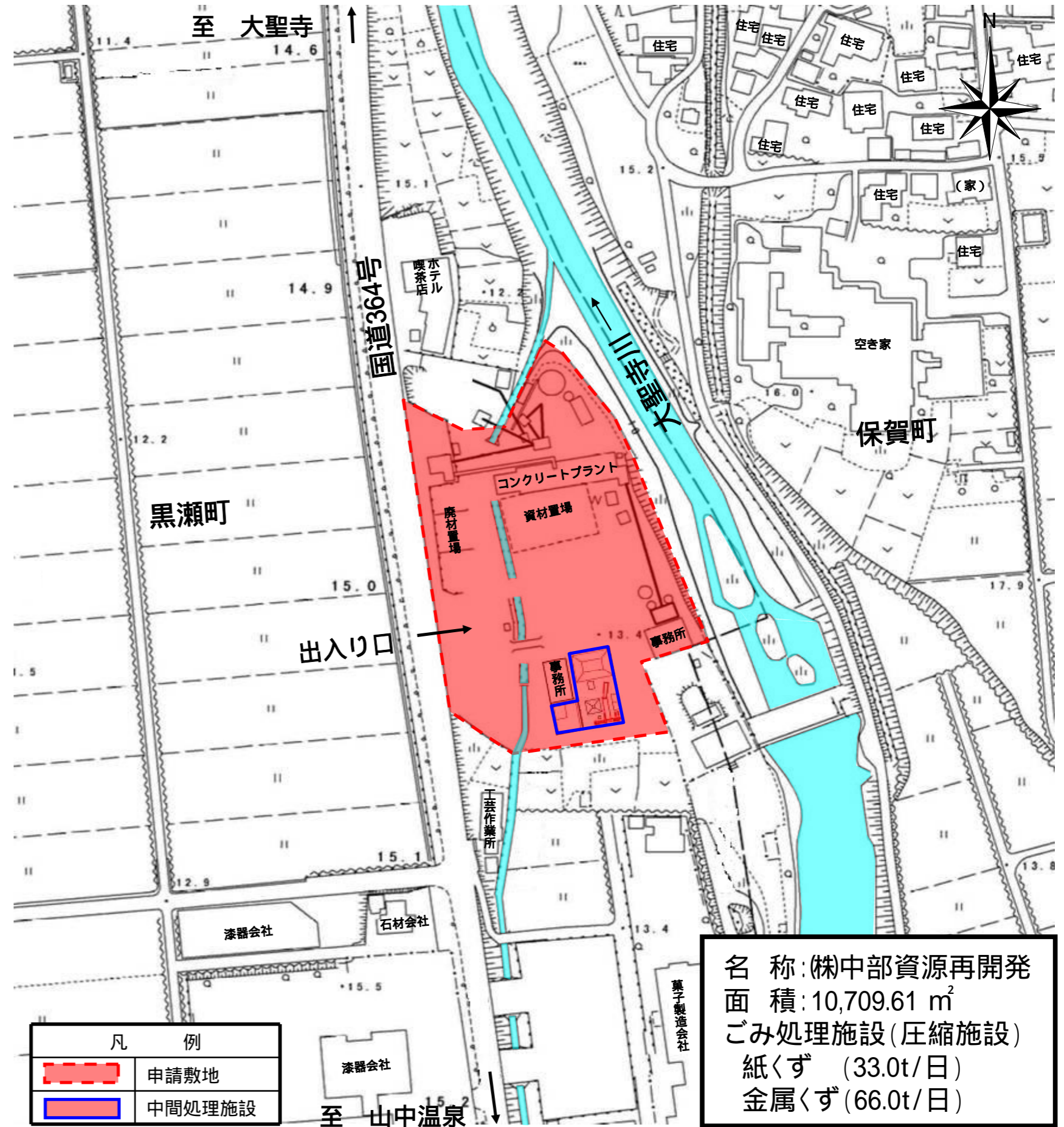
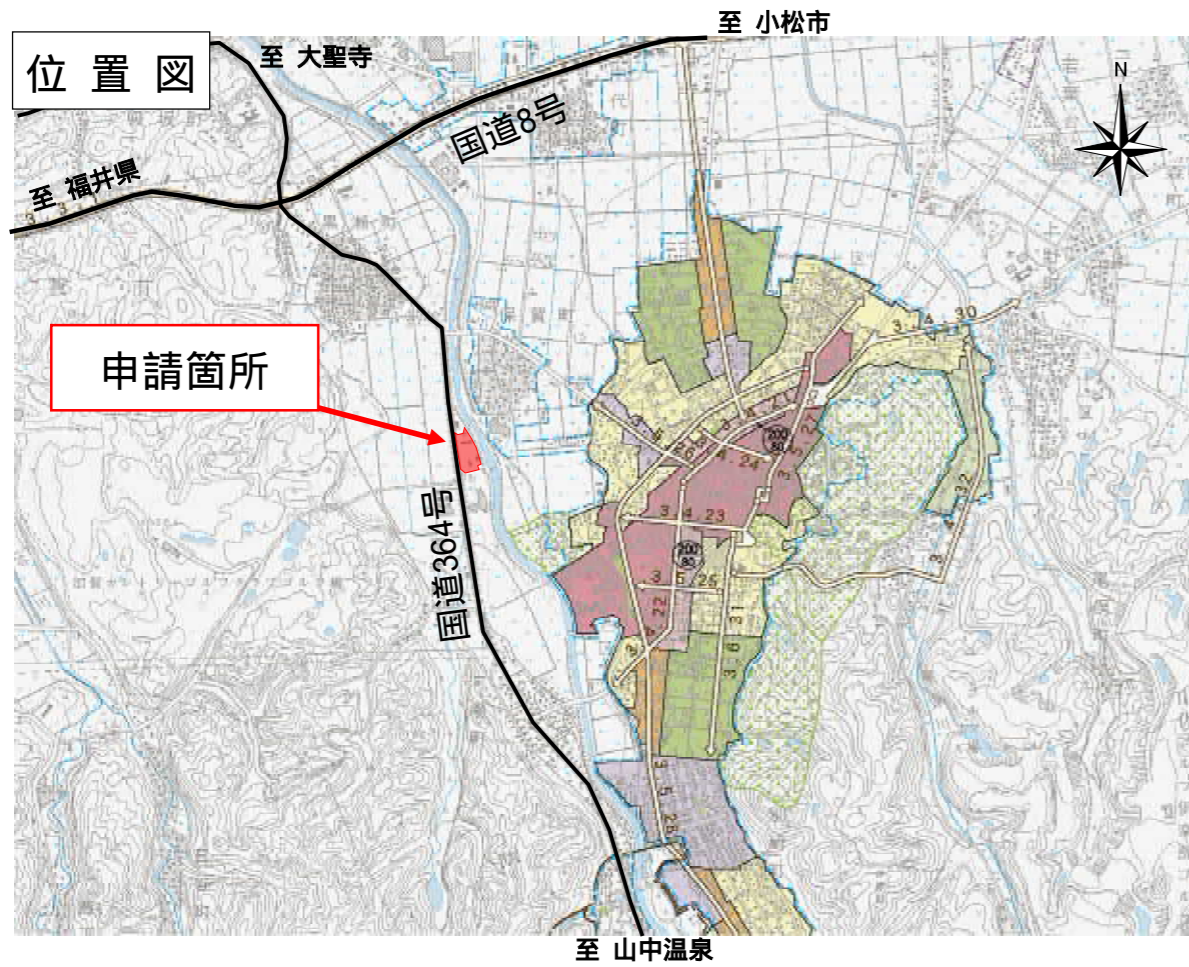
当施設の敷地は、都市計画区域内の白地地域に位置し、敷地の西側は国道 3 6 4 号、東側は大聖寺川に面している。

これまでに周辺環境に対する調査を行ったが問題は無く、周辺の黒瀬町、保賀町の町内会や生産組合への説明会を実施し、事業の同意を得ている。

さらに、本市と一般廃棄物中間処理施設設置に係る公害防止協定を結び、石川県環境部による処理施設の設置等に係る事前審査を終えているなど、関係機関との調整が終了している。

以上により、周囲の状況や敷地環境を見ても都市計画上支障がないと考えられるので、建築基準法第 51 条ただし書の規定により敷地の位置について付議するものである。

# 議案第4号 特殊建築物(一般廃棄物中間処理施設)の敷地の位置について



名称: (株)中部資源再開発  
 面積: 10,709.61 m<sup>2</sup>  
 ごみ処理施設(圧縮施設)  
 紙くず (33.0t/日)  
 金属くず (66.0t/日)

凡 例	
	申請敷地
	中間処理施設

加賀市都市計画審議会 審議事項履歴

審議会	年月日	議 案 等	備考
第 1 回	H18.10.30	都市計画及び都市計画審議会について	新委員委嘱 高山会長選出
第 2 回	H18.12.22	・加賀都市計画道路の変更（石川県決定） 3.4.21 号東山線の変更 3.5.27 号山代動橋線の変更	
		・加賀都市計画道路の変更（加賀市決定） 3.5.29 号中央街通線の廃止	
第 3 回	H19.9.7	・加賀都市計画土地地区画整理事業の決定 橋立土地地区画整理事業の決定	継続審議
第 4 回	H19.9.25	・加賀都市計画土地地区画整理事業の決定 橋立土地地区画整理事業の決定（継続審議）	継続審議
第 5 回	H19.10.3	・加賀都市計画土地地区画整理事業の決定 橋立土地地区画整理事業の決定（継続審議）	現地視察後審議
第 6 回	H20.3.13	・加賀都市計画道路の変更（石川県決定） 3.3.1 号加賀国道線の変更	
第 7 回	H21.1.14	・加賀都市計画下水道の変更（加賀市決定） 加賀公共下水道（片山津処理区） 雨水排水ポンプ施設及び雨水調整池の追加	
第 8 回	H21.12.16	・橋立土地地区画整理事業に対する意見書について ・加賀市都市計画マスタープランについて	異動、市議選に伴う委員委嘱
第 9 回	H23.3.16	・都市計画及び都市計画審議会について ・加賀市景観計画（案） ・加賀市都市計画マスタープラン（案）	新委員委嘱 高山会長選出
第 10 回	H24.3.26	・加賀都市計画下水道の変更（加賀市決定） 排水区域の追加 ・加賀都市計画用途地域の変更（加賀市決定） 工業専用地域の追加	
第 11 回	H24.10.19	・加賀都市計画道路の変更（石川県決定） 3.4.30 号山代粟津線の変更 ・加賀都市計画地区計画の決定（加賀市決定） 新保北地区	異動に伴う委員委嘱
第 12 回	H24.12.21	・山中都市計画道路の変更（加賀市決定） 3.5.6 号加美谷線の変更	

# 第 13 回加賀市都市計画審議会

## 追加資料

# 目 次

1. 加賀都市計画道路(3・5・12号加賀温泉駅前2号線)の変更案 への意見要旨及び市の考え方	----- 2
2. 加賀都市計画地区計画(加賀温泉駅前作見地区地区計画)の 変更案への意見要旨及び市の考え方	----- 3
3. 意見書の写し	----- 4

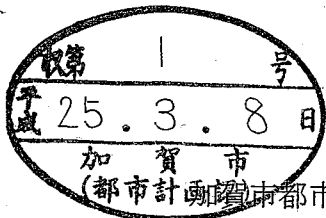


1. 加賀都市計画道路3・5・12号加賀温泉駅前2号線の変更案への意見要旨及び市の考え方

	意見要旨	市の考え
1	加賀温泉駅前2号線は、加賀温泉駅前の一大街区を取り囲む路線であり、都市の骨格を形成する路線である。	加賀温泉駅前2号線は、補助幹線道路であり、都市骨格形成を担う地域ネットワーク道路でない。
2	加賀温泉駅前2号線は、地域拠点（統合新病院）へのアクセス路である。	地域拠点（統合新病院）へのアクセス路は加賀温泉1号線が担う。
3	加賀温泉駅前2号線は、加賀温泉駅前交差点の渋滞解消に寄与する。また、（都）片山津インター山代線方面からの地区計画道路が行き止まりとなるため必要。	加賀温泉駅前交差点は、渋滞路線ではない。また、加賀温泉駅前2号線に替わり病院内の通路及び農道に接続するため、行き止まりとはならない。
4	加賀温泉駅前2号線は、加賀温泉駅前地区南側に接続可能な唯一の路線であり、今後の開発に直接関連する路線である。	加賀温泉駅前地区の南側は、八日市川により土地利用が分断されており、加賀温泉駅前2号線の沿道利用は困難である。
5	加賀温泉駅前2号線は、避難経路となり、また、八日市川に面しているため、消防水利の確保にも欠くことができない路線である。	避難や消防は、加賀温泉駅前1号線が主として担う。又、八日市川には管理通路が整備されるため、消防水利は確保できる。
6	統合新病院建設に関らず都市計画道路を整備すべきである。	市立統合新病院は、都市計画道路と同様に重要な都市施設であり、整合性を図ったうえで、都市計画道路の変更をするものである。
7	加賀温泉駅前5haの土地が接道するのは、交差点のみの60m程度という異常な状態となる。防災機能、病院アクセス等からも必要路線である。	統合新病院の出入、防災機能、病院アクセス等については、加賀温泉駅前1号線を主として統合新病院計画の中で検討されるもので問題ない。

2. 加賀都市計画地区計画 加賀温泉駅前作見地区地区計画への意見要旨及び市の考え方

	意見要旨	市の考え
1	区画道路の幅員変更の理由として、沿道南側が農業振興地域であり、宅地化の可能性がないためとしているが、この条件は地区計画決定時から変わっていないため、変更理由とならない。	地区計画の見直しの中で、区画道路整備の主体となる地権者で組織する加賀温泉駅前作見地区土地管理組合からの提案を受け、区画道路の必要性と実現性を再検討した結果、道路幅員を変更する。
2	新幹線駅前整備構想では、加賀温泉駅前地区南側に各種ゾーンを定め、宅地化見込みの構想を立てており、区画道路の道路幅員を変更する理由と整合性がとれていない。	将来構想の具体化により、市街地形成に伴う計画変更の可能性も生じるが、現状の土地利用計画に基づいて道路幅員を変更する。



加賀温泉駅前2号線の変更案について、次のとおり意見書を提出します。

変更案の基礎となる市の評価には次のとおり問題点があります。

#### ネットワーク上での重要性評価

- ・ 都市骨格形成の観点からは0点の評価であるが、加賀温泉駅前の一大街区を取り囲むように計画された路線であり、加賀温泉駅前3号線に接続するもので、2点を入れても良いと考える。総合評価の検証や縦覧の中でも当該路線は市街地形成の骨格となる路線であると位置づけている。
- ・ 主要拠点アクセス路としての評価は4点中1点であるが、新病院が建設されれば、まさにその出入り口となる道路である。最初から廃止ありきの評価で、この点に関しては病院建設が全く考慮されずに評価されている。地域拠点、主要拠点へのアクセスとしては2点が付けられ4点中3点は付けられる路線である。
- ・ 総合して6点中1点の評価であるが、少なくとも4点以上の評価とすべきである。

#### 必要性・事業性の定量評価

- ・ 当該路線の交通処理機能の評価が0になっているが、既に整備済み路線があり、さらにKC方向からの地区計画道路（地区南側、現道あり）が接続する路線である。当該路線が廃止されれば、KC方向からの地区計画道路は完全に行き止まり道路となる。代替道路（通路や赤道ではない道路）の計画はないので、最低2点は入る。また駅前交差点の渋滞解消に寄与することも当然に考えられる路線である。

当初の地区計画もあり整備済み道路や既存の接続路線を行き止まりとするような都市計画の変更は、あり得ない。病院敷地内に通路を計画したとしてもそれは道路ではなく、都市計画の観点からは認められるべきものでない。これを解消するには、病院予定地内に都市計画として道路を残すよりほかに方策はない。

- ・ 土地利用支援機能の評価も1と低いが、新幹線整備で駅前の将来を考えたとき、地区南側に接続可能な唯一の路線である。今後30年に亘り地区南側の開発はないと断言できるのか。その観点からの評価がなされていない。
- ・ 空間機能（防災機能）は0の評価であるが、新病院建設の暁には、重要な避難経路となる。また、八日市川に面しており、消防水利の確保にも欠くことができない路線である。この点の評価（3点）がなされていない。
- ・ 総合して8点配点中2点の評価とはあり得ない。6点は付けられる。病院が建設されるとしてもその敷地に接する重要な路線である。環境的にも八日市川に接した整備済み路線を見れば、その必要性は明らかである。

#### 事業性

- ・ 事業実現性の評価は7点中7点の評価であり、事業性に障害はないので、この点に問題はない。

上記の評価だけでも、都市計画道路廃止はあり得ない提案である。計画継続すべき路線である。

病院建設が急がれたとしても、先に市街化を進めるために必要な骨格路線として決定された都市計画道路であり、都市計画に合わせた病院建設とすべきである。さらに、新幹線駅前という重要な要素に加え、将来の可能性をも考慮して都市計画を考えなければならない。本来なら、駅前交差点から国道8号線方面への道路が計画されてしかるべきと考える。

加賀温泉駅前2号線の廃止には反対である。まして、整備済みの区間まで廃止するという案は、説明できるものではない。この場所で加賀市以外の者が病院建設をする場合とか学校が建設される場合又は同程度の大規模店舗等が計画された場合でも、市は同様に都市計画道路の廃止を提案するのであろうか。そこに差別があってはならないはずである。

また、地区計画道路を行き止まり道路とするような都市計画道路の変更案が間違っただけであると認識できないのであれば、加賀市のレベルの低さを表すものとなる。今回の市の病院建設と都市計画道路は別問題である（都市計画が優先する。都市計画道路に合わせて病院を建設すれば都市計画上何ら問題はない）。

変更案のとおり骨格道路が廃止になれば、新幹線駅前5haの土地が、接道するのは交差点のみの延べ60m程度という異常な状態になる。まさに病院敷地が、まちづくりの障害物となりかねない。防災機能、将来の町づくり、既存道路の活用、病院アクセスの改善、あらゆる面から必要な路線であり、廃止すべきでない。

当該路線の廃止によって行き止まり道路となる地区計画南側道路の計画幅員8m→6m変更案も、その変更理由が「沿道南側が農業振興地域であり宅地化の可能性がない」ためとなっているが、この条件は当初の地区計画決定時から変わっていない。新たな理由ではない。一方で新幹線駅前整備構想では、この地区南側は〇〇ゾーンとして宅地化見込みの構想を立てている。

これらの矛盾に気づかないで、廃止を強行するのであれば、加賀市の都市計画行政は底知れぬ無責任体制と言わざるを得ない。その場しのぎの都市計画はあり得ず、病院建設という金科玉条、それも時間がないという理由だけで百年の大計を誤ってはならない。このような提案は、都市計画審議会のない市町村や県レベルでは絶対に発生しない問題と思われる。市は独自に都市計画を決定できるための弊害であり、都市計画専門職員の資質向上を願うものである。

平成25年3月8日

加賀市長 殿